

第1 監査の目的

下記の監査対象部局における、令和4年度の財政的援助等に係る出納及びその他の事務の執行が、法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

第2 監査の対象及び監査実施日

令和5年2月9日（木）実施

- (1) 海津市商工会運営補助金
- (2) 公益社団法人海津市シルバー人材センター補助金
- (3) 海津市社会福祉協議会補助金
- (4) 海津地区交通安全協会補助金
- (5) 海津市養鶏組合補助金
- (6) 海津市子ども会育成連絡協議会活動事業補助金

第3 監査の方法

令和4年度の補助金等のうち、6件を抽出し、関係書類の調査とともに、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査の結果

補助金等の監査の結果は次のとおりである。なお、軽微な事項については、その都度口頭で是正を求めた。

また、昨年も事務処理について触れているが、補助金等交付申請書の受付において、海津市公文書規程第13条第1項第2号アによれば、「当該文書に押印された收受印に記号及び番号を記入（中略）閲覧に供する」とされているが、受付印に記号及び番号の記載が無いものがあった。今後は、今回監査対象とした課のみならず例規に則た事務処理の徹底をされたい。

(1) 商工観光課

○ 海津市商工会運営補助金

- ・補助金等の出納及びその他の事務の執行で、当該補助に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(2) 高齢介護課

○ 公益社団法人海津市シルバー人材センター補助金

- ・補助金等の出納及びその他の事務の執行で、当該補助に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(3) 社会福祉課

○ 海津市社会福祉協議会補助金

- ・ 補助金等の出納及びその他の事務の執行で、当該補助に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(4) 市民活動推進課

○ 海津地区交通安全協会補助金

- ・ 補助金等の出納及びその他の事務の執行で、当該補助に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(5) 農林振興課

○ 海津市養鶏組合補助金

- ・ 補助金等の出納及びその他の事務の執行で、当該補助に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。

(6) 社会教育課

○ 海津市子ども会育成連絡協議会活動事業補助金

- ・ 補助金等の出納及びその他の事務の執行で、当該補助に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。

第5 意見

補助金について、限られた財源を有効に活用するため、海津市団体運営補助金交付基準を遵守し、適正な執行に努められていることと推察するが、新型コロナウイルス感染症という特殊要因の影響で、結果的に繰越金が増えてしまった団体があった。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置付けが2類相当から5類への移行が予定されており、団体の活動は活発化されていくものと考えられるが、繰越金が多い団体については補助金を定額で交付するのではなく、適正な補助額であるかの精査を行い、補助金が有効に活用されることを望む。